

一般社団法人日本口蓋裂学会

編集委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は日本口蓋裂学会雑誌編集委員会（編集委員会と略す）とする。

(目的)

第2条 本委員会は日本口蓋裂学会雑誌の発行に関わる企画運営の為に定款第3条に基づいて置く。

(委員の構成・任期)

第3条 委員長は理事のうちから理事長がすみやかに委嘱する。委員長は本委員会を統括する。

2 委員長は評議員・会員のうちからすみやかに委員を指名する。人数について制限はないが、矯正歯科分野、口腔外科分野、形成外科分野、音声言語分野、小児歯科分野、その他の各分野を十分に含んでいることが望ましい。

3 委員長・委員とも任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員長・委員は任期満了後でも後任者が就任するまで職務を遂行する。

(活動)

第4条 本委員会は、学会誌掲載のための論文審査及び学会誌の編集等を行う。

(1) 学会誌の編集方針の決定

(2) 委員は専任査読者として投稿論文の査読・審査に関わる。委員長は投稿論文の査読・審査・決定に関わる。

(3) 執筆依頼と編集

(4) 投稿規定及び申し合わせ事項の改定案作成

(5) その他

(査読)

第5条 投稿論文の査読は委員長が指名した2名以上の査読者でおこない、編集委員会で審査する。

2 投稿論文の専門性から臨時査読者が必要と判断された場合は委員長が会員の中から選定し、臨時編集委員として編集委員会への出席を依頼する。

付則 この規定は令和7年3月1日より実施する。

2 本委員会の所在地は学会事務局に置く。